



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2023 年 9 月 19 日(火)

65 歳超雇用推進助成金 高齢者無期雇用転換コース

50 代のパートタイマーを雇用していると

この助成金は 50 歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成されます。

対象者 1 人につき中小企業は 48 万円、中小企業以外は 38 万円が、支給申請年度で 1 適用事業所 10 人まで支給されます。

対象となる労働者

以下すべてに該当する労働者が対象です。

- ①雇用される期間が無期雇用者に転換する日において通算して 6 か月以上 5 年以内で 50 歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用契約労働者である。
- ②転換日において 64 歳以上の者ではない
- ③派遣労働者でないこと
- ④有期契約が繰り返し更新され通算 5 年を超え、労働者からの申込みにより無期雇用労働者に転換した者でないこと
- ⑤無期雇用労働者として雇入れられた有期雇用労働者でないこと
- ⑥転換日から過去 3 年以内に当該事業所の事業所において無期雇用労働者として雇用されたことがない者
- ⑦無期雇用労働者に転換した日から支給申請日の前日において当該事業所の事業所の雇用保険被保険者であること

支給要件、申請手続きの流れ

この助成金は事前の認定とその後支給申請の 2 つの手続きが必要になります。

① (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構に「無期雇用転換計画書」を計画開始の 3 か月前の日までに申請し、計画書の認定を受ける。その後、

ア、有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度を労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに規定していること
イ、上記②の制度に基づき雇用する 50 歳以上かつ定年年齢未満の有期雇用労働者を無期雇用労働者に転換すること

ウ、上記により転換された労働者を転換後 6 か月以上の期間継続して雇用し当該労働者に対して転換後 6 か月分の賃金を支給すること

②支給申請 対象者に対して転換後賃金を 6 か月分支給した日の翌日から起算して 2 か月以内に機構に申請してください。



あまり知られていない助成金です。昇給がなくても受給できます。対象者がいたら申請してみましょう